

平成 20 年度

「オーラルヒストリーから得た阪神・淡路大震災の新たな教訓と  
災害時対応のあり方」

報告書

## はじめに

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーは、当機構の前身である阪神・淡路大震災記念協会によって、震災から3年後の平成10年に始められた。6,400名あまりに及ぶ犠牲者を出したあの震災で、実際に何があったのか。われわれはそこからどう立ち直ろうとしたのか。震災と復興のプロセスの実相を記録として残し、後世に伝えるために、政治学や社会心理学、都市防災などを専門とする研究者によって立ち上げられたのが、震災の体験者や行政の当事者に広範にインタビューを実施するこのプロジェクトである。

現在、当プロジェクトは3つのチームから構成されている。一つ目は、五百旗頭真・防衛大学校長（プロジェクト開始時：神戸大学法学部教授）を中心とする「行政関係者に対する震災当日の事象と対応状況についてのインタビュー」である（以下、五百旗頭チームと略記）。これは、平成7年1月17日から1週間程度の間、市民を守るべき立場にある行政が何を考え、何をしたのか、突然襲った大地震への対応を尋ねることを目的とする。実績は21件である（平成21年3月末現在）。

今年度からは、五百旗頭チームは、阪神・淡路大震災を受けて行政の災害対策、危機対応能力がどのように変化したのかという点にインタビューの重点を移している。まず、震災直後から8年もの間、内閣官房副長官として政府の危機管理体制の中核におられた古川貞二郎氏へのインタビューを実施した（実績1件）。

二つ目のチームは、林春男・京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授（同：京都大学防災研究所教授）を中心とする「生活回復過程研究調査（震災復興従事者調査・中央区プロジェクト／長田・兵庫プロジェクト・住宅再建プロセス・マスコミ体験事例・復興まちづくり）」である（以下、林チームと略記）。五百旗頭チームが1月17日当日を中心にインタビューを行うのに対して、林チームはその日を起点にして、復興過程全般を広範にインタビューする。実績は109件（中央区プロジェクト47件、長田プロジェクト62件）である（平成21年3月末現在）。

三つ目は、室崎益輝・関西学院大学総合政策学部教授（同：神戸大学工学部教授）を中心とする「阪神・淡路大震災聞き語り調査」のチーム（以下、室崎チームと略記）である。室崎チームは、震災の犠牲者の家族や身近におられた方へのインタビューを実施し、実績は犠牲者361人（インタビューは297人）である（平成21年3月末現在）。インタビューは現在も継続しているものの、震災から14年が経ち、聞き語り調査に応じていただける遺族を探すのは困難な状況に直面している。

このように、10年間に渡って行われてきた阪神・淡路大震災オーラルヒストリーは、総計400件以上の蓄積を有するに至っている。災害関係のオーラルヒストリーとしては類をみない規模であり、貴重な資料的価値をもつ記録であるというべきであろう。そこで、平成19年度の当プロジェクトは、「オーラルヒストリーから得た阪神・淡路大震災の新たな教訓と災害時対応のあり方」をテーマに、ふたつの研究に取り組むこととした。第一に、オーラルヒストリー記録を検討し、阪神・淡路大震災の事実を再構成するとともに、五百旗頭・林・室崎各チームがそれぞれ専門的見地から分析を加えることによって、そこから

新たに得られる教訓を今後の大規模災害への備えにフィードバックすることである。昨年度の研究（「オーラルヒストリーの記録に基づく災害時対応の教訓の活用化」）においても、各チームのインタビュアーがオーラルヒストリー記録から得られた知見をまとめている（平成19年度報告書参照）が、今年度は昨年度の研究成果を踏まえつつ、より詳細な検討と包括的な分析を行い、社会に還元することを目的とした。この作業については、多大な時間と労力を要することから来年度に継続し、最終的には、震災15周年となる平成22年1月に成果を出版する予定である。

第二に、オーラルヒストリー記録の保存、公開・利用の方法を検討することである。とくに五百旗頭・林チームの場合、インタビューの多くは当面の非公開を条件に行われており、これまで、少なくとも震災から30年後の2025年までは、公開することを考えてはこなかった。しかし、国内外で大規模な災害が相次ぎ、また近い将来に東海、東南海地震などが予想される現在、阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録から災害への備えや復興についての教訓を学ぶことは、行政による災害対策や復興対策の立案はもとより、市民の防災意識を高めるうえでもきわめて有用であろう。そこで、震災15周年を期して可能なかぎりこのオーラルヒストリー記録を公開し、一般の利用に供したいと考えている。

とはいえ、公開・利用に当たっては、インタビュー対象者の同意が不可欠である。また、膨大な記録を整理し、利用しやすいものにする作業も必要であろう。今年度の研究においては、オーラルヒストリー記録の公開・利用に当たって何が必要なのかを検討し、最終的には公開・利用の方法を決定することを目的とした。本報告書は、以上ふたつの研究のうち、とくに第二の研究について、3回の研究会（平成20年5月、10月、平成21年3月）を通じて得られた成果をまとめたものである。

## 研究体制

### 研究責任者

### 研究会委員

五百旗頭 真	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究調査本部長 防衛大学校長
林 春 男	人と防災未来センター上級研究員 京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
室 崎 益 輝	人と防災未来センター上級研究員 関西学院大学総合政策学部教授
重川 希志依	富士常葉大学教授
田 中 聡	富士常葉大学准教授

### 担当研究員

村 上 友 章	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主任研究員 (～平成 20 年 6 月)
楠 綾 子	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主任研究員 (平成 20 年 7 月～)

### 研究協力者

高 野 尚 子	人と防災未来センター資料室震災資料専門員
福 田 正	人と防災未来センター資料室震災資料専門員
五 島 敏 芳	国文学研究資料館アーカイブズ研究系助手
原 正一郎	京都大学地域研究統合情報センター教授
村 上 友 章	外務省総合外交政策局国際平和協力質国際平和協力調査員
神戸大学大学院 工学研究科院生	「阪神・淡路大震災犠牲者聞き語り調査」会

**「オーラルヒストリーから得た阪神・淡路大震災の新たな教訓と  
災害時対応のあり方」  
報告書**

目 次

はじめに

研究体制

<b>第 1 章</b>	<b>阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録の概況</b> . . . . . 7
<b>第 1 節</b>	<b>3チームのインタビュー実績</b> . . . . . 7
1.	五百旗頭チーム . . . . . 7
2.	林チーム . . . . . 8
3.	室崎チーム . . . . . 12
<b>第 2 節</b>	<b>記録の種類・保管</b> . . . . . 13
1.	記録の種類 . . . . . 13
2.	記録の保存 . . . . . 15
<b>第 3 節</b>	<b>記録の保存についての諸問題</b> . . . . . 15
1.	保存状況 . . . . . 15
2.	記録の劣化への対応状況 . . . . . 15
<b>第 2 章</b>	<b>オーラルヒストリー記録の公開・利用方法の検討</b> . . . . . 17
<b>第 1 節</b>	<b>記録の公開・利用の必要性</b> . . . . . 17
1.	30年非公開ルール . . . . . 17
2.	室崎チームと「犠牲者の記録」 . . . . . 18
3.	記録の公開・利用の必要性 . . . . . 18
<b>第 2 節</b>	<b>記録の公開・利用に際しての諸問題</b> . . . . . 19
1.	公開の対象と方法 . . . . . 19
2.	利用の目的 . . . . . 21
3.	公開・利用許諾の獲得 . . . . . 21
4.	オーラルヒストリー記録の分類・整理 . . . . . 23

第 3 章	オーラルヒストリー記録の公開・利用方針 . . . . .	2 4
第 1 節	公開・利用規則（案） . . . . .	2 4
第 2 節	公開・利用規則（案） . . . . .	2 9
第 3 節	目録 . . . . .	3 4
第 4 章	研究成果と今後の展望 . . . . .	3 6
第 1 節	研究成果 . . . . .	3 6
第 2 節	今後の展望 . . . . .	3 7

## 第1章 阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録の概況

### 第1節 3チームのインタビュー実績

#### 1. 五百旗頭チーム

##### (1) 行政関係者に対する震災当日の事象と対応状況についてのインタビュー

平成7年1月17日午前5時46分に地震が発生したあと、兵庫県内においては、神戸市をはじめとする県内被災市町は、そして政府諸機関は何を考え、何をしたのか。このインタビューの目的は、震災発生当日から約1週間の緊急対応期に、市民を守るべき立場にある行政がいかにか大地震のもたらした未曾有の被害に対応したのか、危機管理の実情を尋ねることにある。主なインタビュー項目は以下の通りである。

- ① 震災直後の自宅（官舎）や家族の様子
- ② 近所の様子
- ③ 登庁の方法、登庁途次の街の様子
- ④ 所属機関の状況（被害の程度や職員の出勤状況など）
- ⑤ 所属機関およびインタビュー対象者の対応状況（初動態勢）
- ⑥ 被害情報の収集状況、方法
- ⑦ 外部との連携状況
- ⑧ 救援活動の状況（人命救助・行方不明者の捜索、生活救援活動、倒壊家屋の処理など）
- ⑨ 自衛隊の災害派遣についての考え方
- ⑩ 震災への対応状況を振り返っての教訓と評価

インタビュアーは五百旗頭真（防衛大学校長）、久米郁男（早稲田大学政経学部教授）、櫻村志郎（神戸大学大学院法学研究科教授）、鹿毛利枝子（東京大学教養学部准教授）、ロバート・D・エルドリッチ（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）である（肩書きはいずれも現在）。インタビュー対象者となったのは、自治体の首長や県庁、被災市庁の防災担当者、消防・警察・自衛隊の幹部や担当官などであり、下表のように平成10年度から平成20年度まで計21件、22名の当事者より談話を得た（敬称略）。

	氏名	肩書き（震災当時）	実施年度
1	野口 一行	兵庫県消防交通安全課防災係長	平成10年度
2	山下 彰啓	神戸市企画調整局長	平成11年度
3	上川 庄二郎	神戸市消防局長	〃

4	芦尾 長司	兵庫県副知事	平成12年度
5	宮嶋 昭二	陸上自衛隊第3師団第3特科連隊本部第三課運用・訓練班	〃
6	貝原 俊民	兵庫県知事	平成13年度
7	笹山 幸俊	神戸市長	〃
8	小久保 正雄	北淡町長	平成14年度
9	滝藤 浩二	兵庫県警本部長	〃
10	馬場 順三	西宮市長	〃
11	後藤 太郎	芦屋市助役	平成15年度
12	北村 春江	芦屋市長	〃
13	松島 悠佐	陸上自衛隊中部方面総監	平成16年度
14	国松 孝次	警察庁長官	〃
15	林 政夫	陸上自衛隊中部方面第3特科連隊長	平成17年度
16	山田 知	西宮市教育長	〃
17	黒川 雄三	陸上自衛隊中部方面第36普通科連隊長	〃
18	谷川 三郎	芦屋市建設部長	平成18年度
19	村上 祐三 山口 晋	芦屋市立精道中学校校長 芦屋市立宮川小学校校長	〃
20	野村 勝	神戸市消防局員	平成19年度
21	スティーヴ・タウン	在日米軍	平成20年度

## (2) 阪神・淡路大震災後の行政における危機管理体制の構築に関するインタビュー

阪神・淡路大震災が明らかにしたものは、政府・自治体双方の危機管理体制の不備であった。直下型地震がほとんど想定されていなかった阪神・淡路地域の自治体はもとより、当時の村山内閣も、想像を絶する被害を前にとりわけ初期対応の遅れが目立ったことは否めない。

この苦い経験を踏まえて、行政機関の危機管理体制はその後どのように変わったのだろうか。阪神・淡路大震災は行政機関にどのような教訓を残し、そしてそれらはどのように生かされたのだろうか。こうした観点に立って、五百旗頭チームは本年度より、震災後に政府諸機関・部局で危機管理や防災対策を担当した人物へのインタビューを行っている。本年度は、古川貞二郎・日本防災士機構会長（平成7年2月～平成15年9月 内閣官房副長官）へのインタビューを実施した。

## 2. 林チーム

### (1) 生活回復過程研究調査（震災復興従事者調査・中央区プロジェクト）

緊急対応に引き続いて、あるいは同時並行的に被災地が取り組まなければならなかったのは、被災地の経済、社会の復旧・復興であった。それは、政府・自治体および被災地の



住民だけの事業ではなく、地元経済界、報道、教育界、そしてNGOなど各分野の人々がそれぞれの立場から取り組んだ壮大にして多角的なプロセスであった。このプロジェクトは、復旧、復興過程で各界の指導的立場にあった方々の体験、考え方、想いを、グループディスカッション形式での自由な意見交換を通して、今後の危機管理において指揮官が何をすべきなのか、教訓を引き出すことを目的とした。

インタビューでは、次の点を中心的な話題としている。

- ① 次の災害時でも、絶対にすべきこと
- ② 次の災害時には、工夫してもっと上手にすべきこと
- ③ 次の災害時には、絶対にしてはならないこと
- ④ 意思決定の際に一番難しかったこと

インタビューアは、林春男（京都大学防災研究所巨大災害対策センター教授）、瀬尾征男（東京海上日動コンサルティング株式会社元社長）、河田恵昭（財団法人人と防災未来センター所長）、重川希志依（富士常葉大学教授）、田中重好（名古屋大学大学院環境学研究所教授）、柳原良造（マーケティング・サービス(株)顧問）、田中聡（富士常葉大学准教授）、青野文江（財団法人市民防災研究所特別研究員）である（肩書きは現在）。下表のように、平成10年度から平成19年度まで計42件、51名の関係者より談話を得た。

	氏名	肩書（震災当時）	実施年度
1	塩見 薫	NHK神戸支局長	平成10年度
2	加藤 隆久	生田神社宮司	〃
3	竹部 元造 桜井 誠一	神戸市企画調整局総合計画課長 神戸市広報課長	〃
4	小泉 美喜子	有限会社月刊神戸っ子 取締役編集長	〃
5	林 同春	中央実業株式会社 取締役社長	〃
6	遠藤 勝裕	日本銀行神戸支店長	平成11年度
7	太田 敏郎	(株)ノーリツ 代表取締役会長	〃
8	道満 雅彦	(株)オリバーソース 代表取締役社長	〃
9	小川 守正	甲南大学理事長	〃
10	中内 力	(株)ポートピアホテル 取締役相談役	〃
11	神戸市生活再建本部 8名		〃
12	下河辺 淳	阪神・淡路震災復興委員会委員長	平成12年度
13	富田 勇一	(株)日本毛織 社長	〃
14	河村 宗治郎	兵庫県被災者連絡会会長	〃
15	飯塚 卓	(株)ハンシン建設 相談役	〃
16	瀬尾 攝	兵庫県医師会会長	〃

17	中内 功	(株)ダイエー 会長	平成13年度
18	牧 冬彦	神戸市商工会議所会頭	〃
19	貝原 俊民	兵庫県知事	〃
20	杉山 知子	CAP代表	〃
21	村井 雅清	被災地NGO協働センター代表	〃
22	笹山 幸俊	神戸市長	平成14年度
23	小樽 雅章	兵庫エフエムラジオ放送社長	〃
24	小里 貞利	国務大臣	〃
25	佐々木 晶二	建設省都市局都市計画課課長補佐	〃
26	村山 富市	内閣総理大臣	〃
27	後藤田 正晴	元副総理	平成15年度
28	石原 信雄	内閣官房副長官（～平成7年2月）	〃
29	古川 貞二郎	内閣官房副長官（平成7年2月～）	〃
30	五十嵐 広三	内閣官房長官	〃
31	正村 圭史郎	災害OUT・SIDE代表	平成16年度
32	瀬尾 征男	東京海上火災保険（株） 取締役神戸支店長	〃
33	大森 勝之	NTT関西支社 ネットワーク部長	〃
34	国土庁防災局課長補佐（北本政行、有岡 宏、西山孝治、中島健伸）		〃
35	野中 光雄	陸上自衛隊中部方面總監部幕僚副長	平成17年度
36	金芳外城雄	神戸市教育委員会総務部長、神戸市生活再建本部長	〃
37	小里大臣特命室職員6名（その1）		〃
38	小里大臣特命室職員6名（その2）		〃
39	岡田 進裕	明石市長	平成18年度
40	宮田 良雄	尼崎市市長	〃
41	松下 勉	伊丹市長	〃
42	馬場 順三	西宮市長	〃

(2) 生活回復過程研究調査（長田プロジェクト・西宮プロジェクト・住宅再建プロセス・マスコミ体験事例・復興まちづくり）

阪神・淡路大震災では、多くの市民が家族や友人を失い、あるいは住まいを、仕事を失った。街並みやインフラは、震災からそれほど時を経ずしてめざましく復興を遂げたが、市民生活における生活再建は順調に進んだといえるのだろうか。市民の生活再建なくしては真の復興とはいいがたい。

そこで、林チームは、震災で大きな被害を受けた神戸市長田区、西宮市今津水波町・高松町の住民や、個々の住宅の再建に奔走した人々に震災被害や再建の状況をインタビューし、生活再建過程を明らかにするとともに、それに基づいて、これまでに実施された施策の問題点や課題を抽出しようとした（「長田プロジェクト」・「西宮プロジェクト」・「住宅再建プロセス」）。

ところで、阪神・淡路大震災に際しては、マスコミの役割も大きな関心を集めた。生活情報や安否情報の発信、市民の防災意識の向上について、マスコミが一定の役割を果たすことが再認識される一方で、新聞やテレビの報道姿勢には賛否両論が存在したといえる。被災者の立場からはマスコミはどのように映ったのか、個々人のマスコミについての談話を通して、震災報道を検証し、あり方を考える手がかりにしようとしたのが、「マスコミ体験事例」である。

さらに、「復興まちづくり」プロジェクトにおいては、行政と住民が対立と調整を繰り返しながら街の復興に取り組んだプロセスに焦点を当てている。神戸市や西宮市でまちづくりに関わった住民やボランティア、行政の担当者、まちづくりの過程における活動やその思い出、教訓、失敗、語り継ぎたいことなどをインタビューした。

インタビューを実施したのは株式会社 コー・プラン等である。インタビューの対象となったのは神戸市や西宮市で震災にあった市民、ボランティア、行政担当者などである。平成10年度から17年度まで計64件の事例を集めることができた。

実施年度	件数	調査内容・ヒアリング抽出
平成10年度	11	商工業混在地域における被災復興状況
平成11年度	2	〃
平成12年度	5	ボランティア経験者及びボランティアグループリーダー
平成13年度	14	「被災者生活復興調査(平成8年度)」(京大調査)の対象者から抽出
平成14年度	8	住宅再建プロセス調査
平成15年度	8	マスコミ体験事例調査
平成16年度	8	復興まちづくり事例調査
平成17年度	8	生活再建等教訓事例調査
合計	64	

### (3) 阪神・淡路大震災被災者の経験の収集と伝承に関する調査研究（中山間地首長の災害対応に関する調査研究）

平成18年度に行われた本調査は、淡路島の被災町長（3名）を対象に、地震直後の緊急対応や救援活動、震災復興に従事した経験をインタビューし、震源にもっとも近かった淡路島の体験とそこから得られる教訓を明らかにしようとしたものである。

本調査の特色は、それまでのインタビュー項目に加えて危機管理の世界標準ともいえるICS（Incident Command System）について、資料を用いて説明し、震災を経験した町長としてこの概念をどう考えるかを尋ねていることである。一般的な原則が個別事例にどこまで適用可能なのかをみるうえで、本調査は有益な情報を提供しているといえよう。インタビューを実施したのは株式会社 コー・プラン等である。

### 3. 室崎チーム

#### (1) 震災犠牲者聞き語り調査

6,400名以上に上った阪神・淡路大震災の犠牲者の大半は、住宅の倒壊によって圧死したとされている。しかし、「圧死」という一言では片付けるには、犠牲者一人一人のその瞬間はあまりに多様で、実際の状況が正確に伝えられているとはいえない。そこで、本調査は、犠牲者のご遺族に亡くなられた当時の状況を可能なかぎり詳細に語っていただき、統計上の数値には表れない個々の事実を明らかにせんとする。すなわち、尊い犠牲をもたらした状況と原因を深く掘り下げ、ひとりひとりの死についてのたしかな記録を後世に残すとともに、今後の災害への教訓を見出すことを目的としている。

インタビューでは、次の点を中心にお話しいただいている。

- ① 地震前の建物の基本的な属性  
所有形態、建て方、構造、増改築の有無、室内の家具の配置など
- ② 地震後の建物の被害状況  
被害の程度、火災の有無など
- ③ 犠牲者の被災状況、救出作業  
当日の行動、亡くなった原因とその状況、救出作業の状況など
- ④ 犠牲者とその家族  
家族構成、家族の被害状況、犠牲者の人となり、家族の犠牲者への思いなど
- ⑤ 地域の状況  
被災住宅周辺の人的・物的被害など

本調査は現在、室崎益輝・人と防災未来センター上級研究員の指導の下、塩崎賢明・神戸大学大学院工学研究科教授と北後明彦・神戸大学自然科学系先端融合研究環都市安全研究センター教授の研究室の協力を得て実施されている。実際にご遺族へのインタビューを担当するのは、両研究室に所属する大学生・大学院生であり、平成10年度から10年間で犠牲者361人分（犠牲者総数の約5.6%）の調査を行った（平成20年度末現在）。

報 告 年 度	件 数	犠 牲 者 数
平 成 1 0 年 度	6 7	8 1 人
1 1	1 1 1	1 3 5
1 2	5 9	7 6
1 3	1 0	1 1
1 4	1 1	1 5
1 5	1 2	※ 1 2
1 6	1 1	1 2
1 7	7	9
1 8	2	2
1 9	6	6
2 0	1	2
合 計	2 9 7	3 6 1

※ 10年度の再調査（2人）を含めると14人

## （2）調査記録の公表

本調査が収集したインタビュー記録は、インタビュー対象者（ご遺族）の承諾があれば、（財）ひょうご震災記念21世紀研究機構（人と防災未来センター・防災未来館2階資料室）で「犠牲者の記録」と一体的に公開している。平成21年3月末現在、115名の犠牲者のご遺族から公開の同意を得ている。

## 第2節 記録の種類・保管

### 1. 記録の種類

五百旗頭チームと林チームは、インタビューに際して、対象者の同意を得て音声や映像による記録を録り、保存している。室崎チームについては、対象者の同意が得られた場合は音声を録音するものの、映像は収録していない。なお各チームとも、インタビュー終了後に音声記録のテープ起こしをしてインタビュー記録としてまとめ、編集作業を行っている。

映像、音声記録は、使用機器の技術的進歩が著しく、インタビューの実施時期によって記録の媒体が異なる。テープ起こし記録のデータも同様で、さらにウィンドウズのオペレーション・システムのバージョン・アップに伴って使用ソフトも異なっている。そのため、インタビューにともなって生まれる記録には、以下のように多種多様な媒体が用いられている（○は記録が存在していることを、△は記録が存在するはずであるが現在所在を確認中のもの、—はそもそも記録が存在しないことを示す）。なお、各記録の正確な数字については、現在鋭意確認中である。

記録の媒体・種類		五百旗頭チーム	林チーム	室崎チーム
映像	ビデオテープ	○	○	—
	ハードディスクムービー	○	○	—
	DVD (a)	○	○	—
音声	カセットテープ	○	△	○
	MD	○	△	○
	ICレコーダー	○	△	○
テープ起こし記録	未編集原稿 (b)	○	○	○
	編集済原稿 (c)	○	○	○
	インタビュー対象者のチェック済原稿 (d)	○	△	○
	冊子 (e)(f)	○	○	○
資料	インタビュー対象者の提供した資料	○	△	○
	質問票	○	△	○
	犠牲者カルテ (アポイントシート) (g)	—	—	○
	インタビュー時のメモ	○	△	○
	その他			

- (a) ビデオテープまたはハードディスクムービー記録された映像を保存のためにDVDに焼いたもの。平成18年度実施のオーラルヒストリー記録まで終了
- (b) テープに収録された音声をほぼそのまま文字に起こした原稿（データ及びペーパー）
- (c) 未編集原稿中の字句表現や人名等を修正、補足した原稿（データ及びペーパー）。林チームの場合は、ここからさらに質問者の発言を極力削除し、インタビュー対象者の発言を中心に再構成した原稿となる。室崎チームの場合は、「犠牲者の記録」フォーマットに従って編集した原稿となる
- (d) 未編集原稿もしくは編集済原稿にインタビュー対象者が目を通し、修正を加えた原稿（ペーパー）
- (e) 当機構及び前身の(財)阪神・淡路大震災記念協会が、平成17年度～19年度に発行したオーラルヒストリー記録『災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築』（第1期全11巻、第2期全5巻）。収録されているのは、五百旗頭・林チームが実施したオーラルヒストリーの編集済原稿もしくはインタビュー対象者のチェック済原稿
- (f) インタビュー対象者のチェック、当機構のチェックを経た完成版（データおよびペーパー）
- (g) 「震災犠牲者聞き語り調査会」メンバーとインタビュー対象者との交信記録

## 2. 記録の保管

以上の記録のうち、五百旗頭チームと林チームのインタビュー記録の冊子『災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築』（第1期全11巻、第2期全5巻、平成17年度～19年度）と、映像を収録したDVDについては、人と防災未来センター資料室で保管されている。いずれも「取扱注意」とされ、現在のところ公開されていない。

室崎チームのインタビュー記録の冊子「犠牲者の記録」は、2冊作成されている。1冊はインタビュー対象者へお送りし、もう1冊は人と防災未来センター資料室が保管している。インタビュー対象者の同意が得られたものについては、同資料室での閲覧が可能である。

それ以外の記録は、(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構、人と防災未来センター資料室、神戸大学大学院工学研究科の塩崎研究室と北後研究室、林チームのインタビューを委託した(株)コー・プラン等に分散して保管されている。

## 第3節 記録の保存についての諸問題

### 1. 保存状況

前節で示したように、阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録には、映像、音声、テープ起こし記録、資料の大きく4種類が存在する。これらの記録がまとまって保管されていないのは、当プロジェクトが、異なる局面への関心をもって、かつ高い自立性をもってインタビューを開始、推進した五百旗頭・林・室崎各チームのプロジェクトの集合体であり、実施は各チームに委ねられていることによる。そのため、記録の管理については、これまで明確な統一基準が存在しなかったのである。

さらに、当機構も人と防災未来センター資料室も、神戸大学大学院工学研究科院生で構成される「震災聞き語り調査会」も、2～3年周期で担当者が替わるのが通常である。オーラルヒストリー記録の全体像を把握する者が存在しないことはもとより、保管の経緯や保存状態についても、系統的な引き継ぎが行われられない可能性が高い。

記録の保存方法についても、統一的な基準は存在しなかった。とくに映像・音声記録、テープ起こし記録のデータについては、インタビューの実施時期によって記録の媒体や使用ソフトが異なる。しかし、DVD化されている映像記録を除いてはとくに統一化が図られているわけではなく、現在のところそのままの状態では保管されている。紙媒体（インタビュー対象者提供の資料など）の取り扱いについても、各チームの裁量に委ねられている。

### 2. 記録の劣化への対応状況

すべての記録媒体は永遠ではない。紙、ビデオテープやカセットテープ、フロッピーディスクは、劣化する懸念が大きい記録媒体である。インタビュー対象者の人となりやイン

インタビューの様子をありのままに伝える映像・音声記録が、当機構の有する阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録のなかでももっとも価値の高い記録である以上、記録媒体の劣化による損傷は避けなければならない。また、フロッピーディスクやMO、MDのように、技術革新の過程で登場したものの、すでに現時点であまり使われなくなってしまった媒体もある。さらに、テープ起こし記録の編集に用いるソフトは、OSのバージョン・アップに伴って変化する。これらは、他の媒体に移し替えないかぎり、閲覧が不可能になるという事態もあり得る。

こうした問題については、当機構においてはすでに平成17年4月の段階で指摘されていた。その結果、映像記録については、すでにビデオテープのDVD化が進められている（平成18年度分の記録まで）。しかし、音声記録やテープ起こし記録のデータについては、現在のところデジタル化、統一化は実施されていない。

紙媒体の記録も、酸化などによる劣化を考えなければならないが、こちらも現在のところ、とくに対策は施されていない。インタビュー対象者から提供された資料は再生不可能な貴重なものもあり、なんらかの酸化防止措置やデジタルカメラ等による撮影が必要となると考えられる。



## 第2章 オーラルヒストリー記録の公開・利用方法の検討

### 第1節 記録の公開・利用の必要性

#### 1. 30年非公開ルール

五百旗頭チームと林チームは、このオーラルヒストリー・プロジェクトを実施するに当たって、オーラルヒストリー記録を30年間は公開しないという原則を定めた。インタビュー対象者には、あらかじめその旨をお伝えしたうえでインタビューに応じていただいている。したがって、インタビュー記録を当機構報告書に掲載することを了承した谷川三郎・元芦屋市建設部長を除いて、現在のところ、五百旗頭・林チームのオーラルヒストリー記録は公開されていない（谷川氏のオーラルヒストリーについては、『平成19年度 オーラル・ヒストリーの記録に基づく災害時対応の教訓の活用化報告書』参照）。

30年という年数は、外交文書など公文書の非公開期間として採用されることが多い数字である。公文書のなかには、個人情報や機密情報の保護、国家安全保障上の利益などの観点から、一般の目に触れることが必ずしも適当ではない情報が多く含まれている。その一方で、民主主義社会の維持、発展という観点に立てば、それを担保する手段としての情報公開は欠かせない。両者のバランスをとるために、30年後に原則として公開するというルールで文書を保存しておくのがまず妥当なところではないかと考えられているのである。30年の時を経れば、個人や組織の利害関係は概して相対化され、機密性も低下しているであろうとの理解である。

当機構のオーラルヒストリー・プロジェクトに応じたインタビュー対象者のなかには、震災当時の生々しい事実や思い、考え方を率直に語られた方も多い。それがこのオーラルヒストリー記録の資料としての存在価値を高めていることは疑いないが、個人情報——特定の個人を識別できる、あるいは公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある情報——の山であることも事実である。すぐに公開すれば、インタビュー対象者ご本人のみならず、インタビューで語られている人々や組織に不利益を与えないとも限らず、公開には慎重を要する。だからといって、即時公開を前提にインタビューを実施すれば、報道などを通じてすでに広く知られた事実や、当たり障りのない事柄しか語っていただけないかもしれない。それでは、阪神・淡路大震災で実際に何が起こったのかを明らかにするというこのオーラルヒストリー・プロジェクトの目的自体が満足されないであろう。

そこで、公文書とは性格は異なるけれども、このオーラルヒストリー記録も30年間は非公開期間指定とすることが妥当であろうと考えられた。つまり、五百旗頭・林チームのオーラルヒストリー記録の公開は、平成37年（2025年）1月17日以降ということになる（インタビュー実施日に関わらず、阪神・淡路大震災発生日を起点とする）。

## 2. 室崎チームと「犠牲者の記録」

室崎チームの実施している「震災犠牲者聞き語り調査」においては、インタビュー対象者（犠牲者のご遺族）に、インタビュー記録を基に作成した犠牲者ファイルの閲覧の可否を尋ねるようにしている。犠牲者に哀悼の意をささげるとともに、大震災の経験を風化させず、その教訓を未来に生かして安全・安心な社会を築くためには、犠牲者やご遺族の体験を学び、少しでも想いを共有することが必要であると考えているためである。平成21年3月末現在、これまで調査した犠牲者361名の約3分の1に当たる115名のご遺族から、閲覧の許可をいただいている。

許可が得られたインタビュー記録については、順次、人と防災未来センター資料室で閲覧できるようになっている。なお、当記録は、当初は冊子形式で公開されていたが、(財)阪神・淡路大震災記念協会が震災10周年記念事業の一環として「犠牲者の記録」事業を立ち上げたのを契機に、平成17年10月からはこの「犠牲者の記録」と一体的に資料室内のパソコンで公開されている（その際、ご遺族にはあらためてご意思を確認した）。「震災犠牲者聞き語り調査」の成果は、人と防災未来センターの展示とともに、統計上の数字では伝えきれない震災被害の悲惨さや犠牲者のご遺族の想いを語り継ぐ記録として、一般の来館者や報道関係者の関心を集めている。

## 3. 記録の公開・利用の必要性

以上のように、当機構の阪神・淡路大震災オーラルヒストリー・プロジェクトのうち、五百旗頭・林チームについては、少なくとも30年間は公開されない前提で進められてきた。室崎チームについては、同意を得られた100名余りの犠牲者の方のみ、インタビュー記録を整理編集した犠牲者ファイルが公開、もしくは公開の承諾を得られている状況である。

通常の歴史記録については、米国などの民主主義国においては、情報公開法により要請があれば、国家安全保障やプライバシーについての検討を経て30年を待たず公開する動きが認められている。とりわけ本プロジェクトの場合、阪神・淡路大震災以降、国内では新潟県中越地震（平成16年10月）や能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など、国際的にもスマトラ沖地震・インド洋津波被害（平成16年12月）、四川大地震（平成20年5月）のように、甚大な人的・物的被害をともなった地震が断続的に発生している。さらに、近い将来に予想される東海、東南海地震は、首都圏を含む太平洋沿岸地域を直撃する可能性がきわめて高い。地震そのものを回避することはできないとしても、可能なかぎり被害を軽減するための対策が求められている現在、阪神・淡路大震災から教訓を学び活用することの重要性は明らかである。

10年間に及ぶ活動の結果、400件を超える蓄積を有する当機構のオーラルヒストリーは、災害関係のオーラルヒストリーとしては類をみない規模である。歴史資料として、またヒューマン・ドキュメントとしての価値が高いことはいうまでもない。だがそれに劣

らず、当事者が緊急対応や復旧、復興対策に取り組んだ経験、そして普通の人々が大切な家族・友人を失った経験を語った記録は、災害への備えや復興についての教訓の宝庫である。行政における災害対策や復興対策の立案に有益な示唆を与えるであろうし、市民の防災意識を高めるうえでも有用であろう。オーラルヒストリー記録は、歴史資料であると同時に、すぐれて実用的なテキストともなりうるのである。30年後の公開を待っていたのでは、あるいは遅きに失するかもしれない。

もとより、インタビューにご協力いただいた方々のご意思は尊重しなければならないが、オーラルヒストリー記録をいま公開することが必要なのではないか。このように考えた結果、本年度の当プロジェクト「オーラルヒストリーから得た阪神・淡路大震災の新たな教訓と災害時対応のあり方」研究会は、オーラルヒストリー記録を広く市民の共有財産とすることによって、安全・安心な社会の実現に貢献することが、当機構のオーラルヒストリーの目的にもっとも合致するとの結論に至った。

## 第2節 記録の公開・利用に際しての諸問題

### 1. 公開・利用の対象と方法

オーラルヒストリー記録の公開に際しては、まず公開・利用の対象や利用のルールなどを定めておく必要がある。今年度3回にわたって開催された研究会では、資料の保存や公開、データベースの構築などの専門家の話や、人と防災未来センターの報告書『「震災史料の分類・公開の基準研究会」報告書～阪神・淡路大震災関連資料の活用に向けて～』（平成13年3月）『「震災史料の保存・利用、及び活用方策研究会」報告書～阪神・淡路大震災関連資料の活用に向けて～』（平成14年3月）『「震災史料の公開等に関する検討委員会」報告書』（平成17年6月）、外務省外交史料館など各種資料館の利用規則などを参考にしつつ、オーラルヒストリー記録の公開・利用に関する諸問題が検討された。研究会を通じて明らかになった問題点を、オーラルヒストリー記録の公開・利用の対象と方法、利用の目的、公開・利用許諾の獲得、分類・整理の4つに整理しておきたい。なお、第2回研究会（平成20年10月）でゲストスピーカーとしてご講演いただいた原正一郎・京都大学地域研究統合情報センター教授と五島敏芳・国立国文学研究資料館助教（現・京都大学総合博物館助教）にはあらためてお礼を申し上げます。

#### （1）公開・利用の対象

阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録には映像、音声、テープ起こし記録、資料の大きく4種類が存在する（前章第2節参照）。

##### A. 映像記録（五百旗頭・林チームのみ）

- ①ビデオテープまたはハードディスクムービーのデータファイル
- ②DVD

## B. 音声記録

- ①カセットテープまたはICレコーダーのデータファイル
- ②CD

## C. テープ起こし記録

- ①未編集原稿（データおよびペーパー）
- ②編集済原稿（データおよびペーパー）
- ③インタビュー対象者のチェック済原稿（ペーパー）
- ④冊子

## D. 資料

- ①インタビュー提供者の提供した資料・図面
- ②インタビュー提供者の提供した写真
- ③質問票
- ④犠牲者カルテ（室崎チームのみ）
- ⑤その他

インタビュー1件につき、10種類前後の記録が存在することになる。AとBは、インタビュー対象者の姿をありのままに伝える記録であり、とくに映像は資料としての価値がもっとも高いといえる。これに対してCは、テープ起こし記録作成の過程で生み出された文書であり、そのうち当事者によって確認されたC-③は、公的取り扱いにもっともなじむものであろう。両者合わせることによって発言者の意図に肉薄できるのであり、したがって、あくまで同意を得ることが前提であるが、いずれも原則として公開・利用の対象とするのが望ましい。

一方、Dは、インタビュー記録の内容理解を助ける補助資料として重要な意味をもつ。インタビューとは直接関係のない第三者の写真やメモなど、公開には適さない資料を見極める必要はあるが、こちらも原則として公開・利用を進めていくのがよいと考えられる。

## (2) 公開・利用方法

以上の記録を閲覧するには、ひとつは利用者の来館・閲覧という方法が考えられよう。外務省外交史料館や国立国会図書館をはじめ、多くの施設が採用している方式である。ただし当機構に関していえば、閲覧スペースや事務処理用員、アーキビストの確保や複写の手続きについて調整が必要となる。

利用者にとってより手軽で便利、しかも低コストなのが、インターネットによる閲覧である。たとえば、戦前の日本外交文書の一部は東アジア歴史資料センターのインターネット上のサイトを通じて閲覧することが可能である。書籍で調べるという作業よりもインターネットで検索することに慣れている人が、とくに若い世代に増えつつある現在、より多くの人がオーラルヒストリー記録に触れることができるという点で、インターネット上の公開は望ましい。

問題となるのは、アクセスの方法である。不特定多数の人が利用可能なフリーオープン制と、パスワードをもつ利用者のみが当該サイトを閲覧する登録制の大きく2つの方法が

考えられる。より多くの人が利用できるのは前者の方法になるであろうが、この場合、第三者による改竄のおそれがあることに注意せねばならない。また、管理者である当機構は利用者の利用目的を把握できないわけであるから、研究や報道以外の目的で使用されるのを未然に防ぐのは難しい。そして、それがプライバシーの侵害などを引き起こした場合にどう対処するのか、対策を講じておかなければならない。

さらに、だれがインターネットのサイトを管理するのかという問題もある。当機構がオーラルヒストリー記録をデジタル化して集積するだけでなく、インフォメーションなセンターであろうとすれば、たいへんな労力とコストを覚悟しなければならない。したがって、インターネットのもつ効用と当機構の負担できるコストとを勘案して、インターネットで流すべき情報を選択することになろう。現段階では、オーラルヒストリー記録の記録を公開するのが限度ではないかと判断される。

## 2. 利用の目的

オーラルヒストリー記録の利用者には、大きくふたつのケースが想定されよう。

ひとつは、一般の利用者が鑑賞の目的をもってオーラルヒストリー記録を閲覧する場合である。もうひとつは、研究者やジャーナリストなどがオーラルヒストリー記録を加工の意思をもって閲覧する、つまり研究活動や報道の一環としてオーラルヒストリー記録を閲覧し、これを資料として論文や新聞記事、報道番組などの成果物を発表しようとする場合（第三者利用）である。オーラルヒストリー記録を活用し、次なる災害への備えとするという観点に立てば、第三者利用は不可欠である。そしてその場合、オーラルヒストリー記録の複写（複写機による複写またはデジタルカメラによる撮影）を認めなければ、利用者にとただただ無意味な負担を強いることになり、資料としてはなはだ使いにくいものになってしまう。

しかし、この第三者利用が問題を引き起こす可能性があることも事実である。発言が当人の意図とは異なって理解されたり、部分的に引用される結果、発言内容が正反対の意味で伝えられたりすることがあるかもしれない。あるいはインタビュー中に登場する第三者のプライバシーを侵害する可能性もある。不特定多数の視聴者・読者を想定するマスメディアやインターネット上のブログなどに、そうした情報が載って流通した場合の影響は甚大である。しかし、当機構が利用者の成果物をコントロールすることは不可能であるし、そもそもすべきではない。

したがって、利用者に対しては、プライバシーの尊重など当機構の定める規則を遵守すること、事前に利用の目的を明らかにすること、直接引用に際してはインタビュー対象者の同意を得ること、成果物を提出することを求めるといった手段が、当機構としてとることのできる最大限の措置になるであろう。その一方で、利用者の作成した成果物によってなんらかの問題が発生した場合に、当機構がどこまで責任を負うのか、またクレームや利用者による違法な使用（著作権やプライバシーの侵害など）に対してどのように対処するのか、あらかじめ手続きを決めておくことも必要になろう。

### 3. 公開・利用許諾の獲得

#### (1) オーラルヒストリー記録の公開・利用許諾

五百旗頭、林チームについては、30年間の非公開を前提にインタビューしているわけであるから、インタビュー対象者には当然、期間満了前に公開することへの抵抗感を持つ方がおられるであろう。室崎チームは、インタビュー記録を整理編集した犠牲者ファイルの公開についても、調査数全体の3分の2以上のご遺族からまだ同意を得ていない状況である。家族のプライベートな記録が一般の目に曝されることに躊躇を感じる方もおられるのではないと思われる。

いずれにせよ、インタビュー対象者全員に、オーラルヒストリー記録の公開・利用の趣旨と決定に至った経緯をご説明し、ご同意を得る必要がある。この問題については、次の3つの点に留意する必要がある。

第一に、インタビュー時から最大で10年以上の時間が経っているため、対象者がお亡くなりになっているケース（確認できるだけでも3名の方はすでに逝去された）や、退職、転居などのために連絡をとることが難しいケースがあると予想されることである。前者については、インタビュー対象者のご遺族から同意をいただくとしても、おそらくすべてのインタビュー対象者もしくはそのご家族と連絡をとることは難しいと思われる。

第二に、インタビュー対象者には、オーラルヒストリー記録が資料として用いられ、論文や報道番組等の成果物になる場合があることを確認する必要がある。オーラルヒストリー記録の「公開・利用」といった場合、そうした第三者利用までイメージできない対象者もなかにはおられるであろう。第三者利用によって発生するかもしれない、プライバシーの侵害等のトラブルをできるだけ回避するためにも、インタビュー対象者には第三者利用の可能性と意義をご理解いただく必要がある。

第三に、公開・利用の対象となるのはインタビュー記録のすべて、つまり映像、音声、テープ起こし記録、資料であり、そのひとつひとつについてインタビュー対象者の同意を得なければならないことである。とくに、インタビューの様子をありのままに伝える映像の公開には躊躇される方がおられるであろうし、言い間違いや記憶違い、適切ではない表現がままあるインタビューの生の記録を、整理・編集したもののみ公開してもよいという方もおられると予想される。対象者が、オーラルヒストリー記録のうちどの記録をどこまで公開・利用することに同意できるのか、慎重に確認する必要がある。

なお資料については、対象者によっては膨大な量にのぼるものをひとつひとつ確認するのは難しい。許諾をいただくのは、個人を特定できる写真や行政・企業の内部文書など、一般公開によって問題を生じそうなものに限り、大量に流通したリーフレットの類や刊行物等で入手可能なものは除外してもよいであろう。

インタビュー時点ですでにご高齢の方も多く、インタビュー対象者のご意思を調査できる機会は、今回が最後になる可能性もある。個々のオーラルヒストリー記録について、公開・利用の明確な同意を得ておかなければ、現時点での公開・利用は困難になるかもしれない。インタビュー対象者に対しては、可能であれば面接、あるいは電話によって当機構の方針をご説明し、書面でご意思を確認するという手続をとるのがよいと考えられる。

## (2) 利用制限

なんらかの事情でインタビュー対象者と連絡がとれず、オーラルヒストリー記録の公開・利用への同意が得られない場合、この記録は非公開、もしくはこれまで通り30年後の公開の扱いを受けることになる。インタビュー対象者から同意を得られなかった記録についても同様である。

インタビュー対象者によっては、条件付きでの公開・利用に同意する方もおられよう。たとえば、個人名を伏せる、オーラルヒストリー記録中の一部分を伏せる、あるいは引用に際しては必ず対象者の同意を得る、といった条件である。その場合は、対象者の意志に従った措置をとって記録を公開する必要があるだろう。

したがって、利用者に対しては一定の利用制限が課せられることになる。だが、そうした制限を解除し、非公開情報の開示を求める利用者が出てくることも想定される。その場合にどう対処するのか、手続きを考えておかなければならない。

## 4. オーラルヒストリー記録の分類・整理

阪神・淡路オーラルヒストリー記録が資料としての価値を発揮するためには、記録が整理・分類されていることが必要である。どのような人がインタビューに応じているのか、どのような内容が語られているのかといった情報を目録で示すとともに、利用者が検索できるようなシステムを備えなければならないであろう。

目録にどのような事項を掲載すべきか。インタビュー対象者が震災時にどのような行動をとったのか、またどのような教訓を語っているかを簡潔に示した、いわばオーラルヒストリー記録の要約版のかたちにするのがひとつの方法である。利用者には、オーラルヒストリー記録を見なくてもある程度の内容がわかるという利点があるが、これは情報量が相当に多くなるため、作成には相当の時間を要する。それに、目録として使いやすいかどうか疑問である。

もうひとつは、インタビュー記録のクレジット（日時、場所、インタビュー実施者）、インタビュー記録の種類（映像、音声、テープ起こし記録、資料）、インタビュー対象者の氏名および所属、役割・位置、キーワードを掲載する方法である。そのインタビュー記録からどのような情報が期待できるかが一目でわかるという点で、こうした目録は使いやすいであろう。

一方、検索機能については、神戸大学図書館震災文庫や人と防災未来センター資料室をはじめ、震災資料をもつ機関との横断検索ができるようなシステムにすれば、当機構のオーラルヒストリー記録の位置づけが明らかになる。また、オーラルヒストリー記録の震災資料としての存在をアピールすることもできよう。人と防災未来センターと神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターの主催する「阪神・淡路大震災資料の保存・活用に関する研究会」など、震災資料に関するネットワークを活用して、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの資料としての価値を高めていく努力が必要であると考えられる。

### 第3章 オーラルヒストリー記録の公開・利用方針

#### 第1節 公開・利用規則（案）

研究会での討議を踏まえつつ、外務省外交史料館など各種史料館の利用規則、人と防災未来センター資料室の報告書（前掲）を参考に、利用者が阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを閲覧、利用する際の指針となる利用規則（第1案）を作成した。

この案は、利用に関する業務（第3条）、公開（第4条）、一般の利用の制限（第5条・第6条）、利用が制限される記録の利用申出（第7条）、利用者の責任（第8条）、不正利用の防止等（第9条）、閲覧に関する事項（第10条～第13条、複写（第14条）、利用者による成果の公表や出版、掲載、放映、展示等（第15条・第16条）、レファレンス（第17条）など、20条から成る。全体としては、閲覧・利用の手続きを可能なかぎり簡潔にし、歴史的資料であり実用的なテキストでもある阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを多くの人々が活用できるような内容となっている。その一方で、インタビュー対象者の意思を尊重し、プライバシーを守るとともに、貴重なオーラルヒストリー記録が学術的目的や市民の啓発、防災対策等の立案といった目的以外に使用されることを防ぐため、閲覧・利用には一定の制限を課すこととした。

利用制限の具体的基準や、クレームが発生した場合の処理など、今後も検討を要する問題は多い。また、閲覧業務は、人と防災未来センター資料室に担当をお願いすることを想定している。今後、資料室との間での調整が必要となろう。したがって、利用規則の確定は来年度になる予定である。

各条項は以下の通りである。

#### 利用規則（第1案）

##### ■ 規則の目的

##### 第1条

この規則は、(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「21世紀研究機構」という）が保存する阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの有効な利用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

##### ■ 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの定義

##### 第2条

この規則に定める阪神・淡路大震災オーラルヒストリーとは、21世紀研究機構および(財)阪神・淡路大震災復興記念協会、震災犠牲者聞き語り調査会が実施したインタビューに基づいて作成され、当機構が著作権、または著作権の使用許諾を有する以下の文書をいう。

- 1.『災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築』（第1期全11巻、第2期全5巻）



## 2. 震災聞き語り調査会記録

### ■ 利用に関する業務

#### 第3条

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構は、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの利用に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 閲覧
- (2) 複写
- (3) レファレンス
- (4) 貸し出し

### ■ 公開

#### 第4条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーは、一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合は、この限りではない。

### ■ 一般の利用の制限

#### 第5条

21 世紀研究機構理事長は、インタビュー対象者およびその遺族が当該個人に関わる阪神・淡路大震災オーラルヒストリーについて、経過年数（インタビュー実施日の属する年の翌年の初日から起算して経過した年数。以下同様）30 年に満たない段階での一部または全部の公開を拒否した場合、その一般の利用を制限することができる。

#### 第6条

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長は、次に掲げる情報が阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに記録されていると認められる場合は、当該阪神・淡路大震災オーラルヒストリー（当該情報が記録されている部分に限る）の一般の利用を制限することができる。

- イ. 経過年数 30 年未満の阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに記録された情報であつて、個人の重大な秘密であり、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの
- ロ. 経過年数 30 年未満の阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに記録された情報であつて、当該情報を公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利を害するおそれのあるもの
- ハ. 経過年数 30 年以上の阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに記録された情報であつて、個人の特に重大な秘密であり、当該情報を公にすることにより、当該個人およびその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの

- ニ. 経過年数 30 年以上の阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに記録された情報であつて、営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 6 項に規定する営業秘密をいう）であり、当該情報を公にすることにより、当該法人等または当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの

■ 利用が制限される歴史的文書等の利用申出

第 7 条

第 5 条、第 6 条各項に掲げた、一般の利用が制限されている阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを特に利用しようとする者は、その旨を 21 世紀研究機構理事長に申し出ることができる。

2. 21 世紀研究機構理事長は、前項に規定する申し出があつた場合には、別に定める手続を経た上で、当該申し出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

■ 利用者の責任

第 8 条

利用者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに含まれる情報を利用することにより、プライバシー等第三者の権利利益を侵害しないこと。
- (3) 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの利用方法を守ること。
- (4) その他、21 世紀研究機構理事長が指示する事項を遵守すること。

■ 不正利用の防止等

第 9 条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの利用に関し、この規則に反する利用、その他不正・違法行為が行われた場合、または行われようとした場合は、21 世紀研究機構理事長は利用の停止など不正防止のための措置を行うことができる。

2. 21 世紀研究機構理事長は、不正・違法行為により施設または阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに損害が生じた場合には、その行為者に原状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

■ 開館日及び開館時間

第 10 条

## ■ 閲覧室の利用

### 第 11 条

次に掲げる者は、次条に定める手続により閲覧室を利用できるものとする。

- (1) 満 18 歳以上の者で本人を確認できるものを所持する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長が特に認める者

## ■ 閲覧室の利用の手続

### 第 12 条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの閲覧を希望する者は、「利用申込書」を(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長宛に提出するものとする。

## ■ 閲覧の申し込み・返却

### 第 13 条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの閲覧を希望する者は、「閲覧申込書」を係員に提出するものとする。

2. 閲覧の申し込みができる時間は、\*\*から\*\*までとする。
3. 閲覧は指定された場所で行い、利用者は備え付けの「利用の手引き」を遵守するものとする。
4. 利用者は、閲覧終了時または閉室時に、当該オーラルヒストリーを係員に返却し、その確認を得るものとする。

## ■ 複写

### 第 14 条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの複写を希望する者は、「複写申込書」を(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長宛に提出するものとする。

2. 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの複写は、複写を希望する者または第 16 条に掲げる「出版、掲載、放映、展示等利用申込書」を提出した者が、指定されたコピー機を使用して各自複写するものとする。または、利用者個人のデジタルカメラ等の機材を用いて撮影するものとする。
3. 複写（撮影を含む）に要する費用は、複写を希望する者または「出版、掲載、放映、展示等利用申込書」を提出した者が負担するものとする。

## ■ 利用による成果の公表

### 第 15 条

利用者が阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを利用し研究成果等を公表する場合は、当機構の阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを利用したことを明記するとともに、(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長にその公表物を 1 部提出するものとする。

## ■ 利用者による出版、掲載、放映、展示等

### 第 16 条

利用者が阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの複写物（撮影した映像を含む）を出版、掲載、放映、展示等のために利用する場合は、(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長宛に事前に「出版、掲載、放映、展示等利用申込書」を提出し、承認を得なければならない。

2. 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任は、当該複写物を利用した者が負うものとする。

## ■ レファレンス

### 第 17 条

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構は、次に掲げるレファレンスを行う。

- (1) 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの検索
- (2) 利用者による特定された阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに関する情報の提供
- (3) 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーに関わる参考文献等に関する情報の提供

2. 前項の規定にかかわらず、(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構は、回答に著しく時間を要することが明らかである場合等、他の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、これを行わないことができる。

## ■ 貸し出し

### 第 18 条

阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの貸し出しを希望する者は、「貸し出し利用申込書」を(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長宛に提出するものとする。理事長は、次の各号に該当する場合に限り、条件を付したうえで当該オーラルヒストリーを貸し出すことができる。

- (1) 国または地方公共団体の機関が主催する行事
- (2) (財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構が後援または共催する行事
- (3) 学術関係機関等が主催する行事
- (4) その他オーラルヒストリーの出品が適当と認められる行事

■ 入館の拒否等

第 19 条

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者またはそのおそれのある者、ならびに阪神・淡路大震災オーラルヒストリーを亡失、破損もしくは汚損した者またはそのおそれのある者に対して、退館を命じ、または入館を拒否することができる。

2. (財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長は、本規則に違反し、または理事長の指示に従わない者に対して、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの利用を停止することができる。

■ 雑則

第 20 条

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長は、利用者の閲覧に供するため、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの目録および本規則をホームページ上で公開するとともに、利用者の閲覧時に提示するものとする。

■ 附則

この規則は、平成\*\*年\*\*月\*\*日から施行する。

○各種申込書式

略

第 2 節 公開同意書（案）

インタビュー対象者の同意をどのように得るかは、研究会でもっとも議論された点であった。オーラルヒストリー記録の公開の意義や公開時期の前倒しについてのご理解を得るための工夫と努力が必要となる。インタビュー対象者には可能なかぎり面会して説明し、下の公開同意書（案）を提示して、可能なかぎり全部の記録について公開の同意を得たいと考えている。こちら、最終的な決定は来年度になる。

震 研 第 号  
平成 21 年 \* 月 \* \* 日

△△△△

○○ ○○ 様

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

## 阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの公開について（案）

平素は(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構の活動にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊機構および(財)阪神・淡路大震災復興記念協会、震災犠牲者聞き語り調査会が 1997 年から実施して参りましたオーラルヒストリー事業は、のべ 400 名を超える方々からご協力をいただいた結果、国内の災害関係資料としては類をみない膨大なインタビュー記録として保存されるに至っております。来年は阪神・淡路大震災から 15 年を迎えます。この節目の年に際して、現在、弊機構は、このオーラルヒストリーの一般公開を検討しております。

平成\*\*年\*月に〇〇様にインタビューをさせていただきました折には、30 年間の非公開を原則とするという条件でご協力いただきました。しかしながら、〈阪神・淡路大震災で災害対策の先頭に立って復興に取り組みされたご経験をお話しいただいた／阪神・淡路大震災で大切なご家族を失くされたご経験をお話しいただいた〉記録は、災害への備えや復興についての貴重な教訓に溢れております。国内外で大規模な災害が相次ぎ、また近い将来に東海、東南海地震などが予想されるいま、これらの教訓を学ぶことは、行政による災害対策や復興対策の立案はもとより、市民の防災意識を高めるうえでもきわめて有用です。30 年という年数はまだ満たしておりませんが、もしご同意いただければ、インタビュー記録を公開し、研究者をはじめ広く市民の利用に供したいと存じます。ご理解を賜りますよう、ご意向をお伺いする次第です。

公開の対象となりますのは、インタビュー記録（添付資料 A）です。別紙の同意書にご記入のうえ、弊機構にご返送いただければ幸いに存じます。〇〇様ご本人のご記入が不可能な場合は、恐れ入りますがご家族様のご記入をお願いいたします。なお、併せて利用公開規則（添付資料 B）を送らせていただきますので、公開の可否を判断するのをご参照ください。

なお、インタビュー記録の目録を別紙のように弊機構で作成いたしました。これは、貴重なオーラルヒストリーの存在とその扱う範囲を示すものとして公開いたしたく存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。これにつきましてもご意見がございましたら遠慮なくお示しくさせていただきますよう、用紙を添えさせていただきます。

ご不明の点は、弊機構研究調査本部主任研究員 楠（くすのき）までお問い合わせください。

敬具

お問い合わせ先：

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究調査本部

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

ひと未来館 6 階

Tel. 078-262-5577

e-mail. [ayakokusu@aol.com](mailto:ayakokusu@aol.com)

阪神・淡路大震災オーラルヒストリー  
公開同意書

(1) 平成\*\*年\*\*月\*\*日に行われた〇〇 〇〇氏のインタビューについて、インタビュー記録は以下の通りです。

- 1 映像記録（ビデオテープ／デジタルビデオおよびDVD）
- 2 音声記録（カセットテープ／ICレコーダー）
- 3 テープ起こし記録
  - a. 未編集原稿（音声記録をほぼそのまま文字に起こした原稿）
  - b. 編集済原稿（未編集原稿の字句表現や人名等を修正、補足した原稿）
  - c. 〇〇氏のチェック済原稿（未編集原稿もしくは編集済原稿に〇〇氏が目を通し、修正を加えた原稿）
  - d. 冊子（編集済原稿／〇〇氏のチェック済原稿を収録した、当機構及び前身の（財）阪神・淡路大震災記念協会発行の『災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築』第XX巻（平成X年））
- 4 〇〇氏提供の資料
  - a. . . .
  - b. . . .

(2) 以上の記録について、①全部を公開・利用することに同意する、②条件付きで公開・利用することに同意する、③30年後の平成37年1月までは公開しないことを希望する、のいずれかに○印をご記入ください。

	全部を公開・利用することに同意する	条件付きで公開・利用することに同意する	30年間の非公開を希望する
映像記録（DVD）			
音声記録			
テープ起こし記録（未編集原稿）			
テープ起こし記録（編集済原稿）			
テープ起こし記録（〇〇氏のチェック済原稿）			
冊子			
資料			

(3)(2)で「②条件付きで公開することに同意する」を選択された方は、条件を具体的に  
ご提示ください。

例：・記録中の一部の発言を伏せる（どの部分かご提示ください）

- ・記録中の実名を伏せる
- ・引用の際には必ず同意を必要とする など



(4) 弊研究機構においては、皆様からご協力をいただいたオーラルヒストリーの貴重な記録を埋もれさせないため、その目録を作成いたしました。それは語られた言葉と内容ではなく、誰が、いつどこで、何について語ったかのリストであり、オーラルヒストリーの存在とそれが扱った範囲を示すものです。この目録については、研究者や関心をもたれる方の検索のために公開したいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます（内容の公開可否については前ページのアンケートの通りです）。

ご意見などがございましたら、ご記入ください。

(5) その他ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由にご記入ください。

以上、相違ございません

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 印

(ご署名は直筆をお願いいたします)

インタビュー対象者〇〇 〇〇様との続柄

\_\_\_\_\_

### 第3節 目録

オーラルヒストリー記録の存在と内容を示すべき目録については、第3回研究会でフォーマットが決定した。

#### ① 阪神・淡路大震災オーラルヒストリー目録（五百旗頭・林チーム）

<b>【インタビュー記録】</b> 日          時： 場          所： インタビュアー：
インタビュー対象者
<b>【氏名・所属または役職（当時）】</b>
<b>【役割・位置】</b>
<b>【キーワード】</b>
<b>【所蔵記録及び公開の有無】</b>

② 阪神・淡路大震災オーラルヒストリー目録（室崎チーム）

<b>【インタビュー記録】</b> 日          時： 場          所： インタビュアー：
---

インタビュー対象者
-----------

<b>【氏名】</b>  <b>【所属・役職（当時）】</b>  <b>【インタビューで語られる人（犠牲者）との続柄】</b>
---

インタビューで語られる人（犠牲者）
-------------------

<b>【氏名】</b>  <b>【所属・役職（当時）】</b>  <b>【震災当時の居所】</b>  <b>【被災状況】</b>
--

<b>【キーワード】</b>
----------------

<b>【所蔵記録および公開の有無】</b>
-----------------------

## 第4章 研究成果と今後の展望

### 第1節 研究成果

当機構が現在まで蓄積した約430件の阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録は、異なる問題関心から始まり異なる経緯をたどった3つのプロジェクトの集合体である。そのため、オーラルヒストリー記録の分析はプロジェクトごとに行わざるを得ない。けれども、今年度の研究は、これらを全体として貴重な震災資料と位置づけ、その活用の方向性を示すことができた。

第一に、阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録の公開・利用の対象と方法を決定したことである。危機対応から復旧・復興の過程でそれぞれの立場の人がそれぞれどのように取り組んだのか、また震災で犠牲になられた人々がなぜ、どのような状況で亡くなったのかを雄弁に語るオーラルヒストリー記録は、原則的にはすべてのインタビュー対象者のすべての記録を公開することが望ましい。インタビュー対象者のご意向を尊重し、またプライバシーの保護等に留意しつつ、可能なかぎり包括的な資料として当記録を公開し、第三者利用を可能にすることを考えている。またそのために、インタビュー対象者への公開同意書案を作成した（第3章第2節参照）。

第二に、阪神・淡路大震災オーラルヒストリー記録の利用の指針となる利用規則案を作成したことである。複写や利用制限、利用者の責任、不正利用の防止、利用者による成果物の公表や出版・掲載・放映・展示等について、一応の方針を示した（第3章第1節参照）。上記の公開・利用方針をできるかぎり反映した案となっている。最終的には、インタビュー対象者のご意向やご意見を聴取するとともに、人と防災未来センター資料室をはじめ関係機関との調整を経て決定されることになろう。

第三に、オーラルヒストリー記録の目録のフォーマットを決定したことである（第3章第3節参照）。ここでは、各インタビューの基本的な情報（インタビュー日時・実施者、インタビュー対象者の氏名・所属、役割、所蔵記録の種類及び公開の有無、キーワード）が開示されることになる。利用者にとっては、当機構のオーラルヒストリー記録が扱う範囲を示す便利なツールとなることが期待されよう。また、インターネット上でこの目録を公開すれば、当機構のオーラルヒストリー記録の存在が広く一般に知られることにもなるであろう。

あの震災は、多くの人々に癒しがたい傷を与え、絶望と苦しみと、しかし人々が肩を寄せ合って助け合うなかに再生への希望を残した。ひとりひとりの経験はその人だけのものであり、そのままでは他者には共有されない。しかし、オーラルヒストリーの形で記録に残すならば、今を生きるわれわれはもちろん後世の人々も、その一回きりの経験を追体験できるのである。そして、それは、オーラルヒストリーを実施し集積するだけでなく、多くの人々の利用に供することによってはじめて可能になる。そのための大枠を決定したことに、本年度の研究成果は求められよう。

## 第2節 今後の展望

来年度の研究は、本年度の研究を継続し、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの公開・利用に向けた準備を進めることが1つの柱となる。まず、全インタビュー対象者にヒアリングを実施し、可能なかぎりオーラルヒストリー記録の公開・利用について同意を得る作業を進めることである。第二に、今年度作成したオーラルヒストリーの利用規則案を基礎に、利用規則を確定することである。第三に、各チームのすべてのオーラルヒストリー記録について、今年度決定したフォーマットに従って目録を作成することである。第四に、目録の作成と合わせて、検索システムを整備することである。すでに震災資料として確立されている人と防災未来センター資料室の資料や、神戸大学図書館の震災文庫などと横断検索の可能なシステムを考えていく。来年度末には、オーラルヒストリー記録の存在とその扱う情報がインターネット等を通じて公開されるとともに、公開の同意を得られたオーラルヒストリーについては、人と防災未来センター資料室での閲覧・利用が可能となるよう体制を整備していく予定である。

以上の作業を進めるうえで必要なのが、オーラルヒストリー記録全体の管理のありかたを見直し、震災資料として保存していく体制を確立することである。第一に、当機構や人と防災未来センター資料室、神戸大学大学院工学研究科等に分散して保存されている記録の全体を把握し、オーラルヒストリーそれぞれにどのような種類の記録が存在するのか、整理しなければならない。第二に、阪神・淡路大震災オーラルヒストリーの資料としての価値を維持することである。具体的には、時間の経過とともに劣化する音声テープをデジタル化する作業や、紙媒体の資料の酸化防止、フロッピーディスクやMOに残されたデータの移し替えなどが必要となる。また、すでにDVDに保存された映像記録についても、今後の技術の進歩にともなってDVDが使用不可能になる事態を想定しなければならない。電子化されたデータを常に利用可能な状態で保存するための体制を機構内に整備し、また予算措置を確保しておく必要がある。阪神・淡路大震災オーラルヒストリーは、震災の実態を伝える貴重な記録として、残していくこと自体が重要である。それは、同時代に生きるわれわれの責務である。

オーラルヒストリー記録の公開・利用準備と平行して、もうひとつの柱となるのは、オーラルヒストリー記録を検討・分析し、そこから新たに得られる教訓を今後の大規模災害への備えにフィードバックする作業である。こちらは、来年度中に成果を出版物として示す予定である。この研究は、オーラルヒストリーという資料の利用可能性を示す点で、学問的にユニークな貢献となることが期待されよう。そして、五百旗頭、林、室崎チームがそれぞれ専門の見地から加える分析は、防災や復興の現場はもとより安全・安心な社会の実現に向けた施策作りにおいて、有益な政策的インプリケーションをもつことになると思われる。